

諮問第 3 号

認可外保育施設の入所に関する異議申立てについて

認可外保育施設の入所に関し、次のとおり行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 4 項の規定により諮問する。

平成 25 年 6 月 11 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 1 人

異議申立件数 1 件

2 異議申立人及び申立ての年月日

	異議申立人	申立年月日
1	足立区梅島在住者	平成 25 年 2 月 28 日

3 異議申立ての趣旨

足立区教育委員会が平成 25 年 2 月 8 日付で異議申立人に対してした認可外保育施設入所不承諾処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立ての理由

異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入所不承諾決定を違法・不当なものと主張する。

- 1 入所不承諾となった児童は、保育に欠ける状態であるにもかかわらず、入所不承諾の決定をすることは、児童福祉法第24条第1項に規定する「保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込があったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」という目的に著しく反しているものである。
- 2 市町村は、児童福祉法第24条第1項但し書きに規定する「やむを得ない事由があるとき」は「家庭的保育事業による保育を行なうことその他の適切な保護をしなければならない」と規定されているが「やむを得ない事由」がないにもかかわらず入所不承諾としている。また、申込児童に対し、「適切な保護」すらしようとしておらず到底容認できない。
- 3 申込児童について、入所基準及び入所不承諾となった具体的理由が不明である。この点について、処分にかかる通知書には抽象的な理由の記載しかない。